

市川市 指定管理者基本協定書（雛形）

（新規協定施設の場合）

市川市（以下「甲」という。）と株式会社（以下「乙」という。）とは、市川市施設の管理及び運営について以下のとおり合意したので、市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第2号。以下「条例」という。）第6条に基づき、基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、甲と乙とが相互に協力し、適正かつ円滑に施設の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）を行うために、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 甲は、施設の管理業務が民間事業者によって行われるものであることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、施設の設置目的、業務の範囲及び管理の基準に基づき、施設の管理業務を行うことにより、公共の福祉の増進に資することを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（管理の基準）

第3条 乙は、基本協定、指定期間内の各事業年度における事項について別に定める協定（以下「年度協定」という。） 条例及び関係法令等のほか、市川市 指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書並びに市川市 指定管理者提案書（以下「提案書」という。）に従い、施設の管理業務を行わなければならない。

（1 団体選定の場合）

第3条 乙は、基本協定、指定期間内の各事業年度における事項について別に定める協定（以下「年度協定」という。） 条例及び関係法令等のほか、条例第13条の規定に基づいて取り交わした協議の内容等を記録した文書（以下「協議書」という。）に従い、施設の管理業務を行わなければならない。

（基本協定以外の規定の適用関係）

第4条 基本協定、年度協定、募集要項及び提案書の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合、基本協定、年度協定、募集要項、提案書の順に、その解釈を優先させるものとする。

2 募集要項又は提案書において、その記載内容に矛盾、齟齬がある場合には、甲と乙は協議の上、これを決定するものとする。

3 第1項の規定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(1 団体選定の場合)

第4条 基本協定、年度協定及び協議書の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合、基本協定、年度協定、協議書の順に、その解釈を優先させるものとする。

2 前項の規定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第5条 この基本協定の協定期間は、条例第5条に基づいて指定した 施設の指定期間と同一期間であり、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(指定管理料)

第6条 甲は、管理業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う協定期間中の指定管理料の上限は 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)とし、各年度の指定管理料は「年度協定」で別に定めるものとする。

(利用料金の場合)

(利用料金)

第6条 施設の利用者が納付する利用料金は、乙の収入とし、施設の管理業務に要する経費に充てるものとする。

2 乙は、条例第 条に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。

3 乙は、利用料金の額を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

(指定管理料の支払い)

第7条 前条の指定管理料は、乙からの書面による請求により支払うものとする。この指定管理料の各年度の支払金額及び支払時期は年度協定で別に定めるものとする。

2 甲は、前条の指定管理料を乙の請求により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第162条第6号の規定による概算払又は第163条第2号の規定による前金払をすることができる。ただし、概算払にあっては、市川市財務規則(昭和60年規則第4号)第69条第1項第4号の場合に限り行うことができる。

(基本的な管理業務の範囲)

第8条 設置管理条例(以下「設管条例」という。)第 条に規定する乙が行う施設の管理業務の範囲は、次の各号に掲げる業務とする。

(1) 設置管理条例の規定

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める管理業務

2 前各号に掲げる管理業務の細目は、仕様書及び に定めるとおりとする。

(乙ができない業務の範囲)

第 9 条 次の各号に掲げる業務については、乙の管理業務の範囲に含めないものとする。ただし、使用料の徴収又は収納を乙に委託する場合にあっては、施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づく委託契約を別途結ぶことにより、行うことができるものとする。

(1) 使用料の減免の決定

(2) 不払い使用料の強制徴収

(3) 不服申し立てに対する決定

(4) 行政財産の目的外使用許可

(5) その他法令により甲が行うべきものとされている業務

(個人情報保護等)

第 1 0 条 乙は、管理運営業務を実施するための個人情報の取扱いについては、条例第 1 2 条及び関係法令のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の個人情報の保護については、協定終了後も遵守するものとする。

(情報の公開)

第 1 1 条 乙は、市川市公文書公開条例(平成 9 年条例第 2 号)の趣旨を踏まえ、乙自身の情報公開制度を設け、基本方針や財務状況等について、個人情報を保護した上で、積極的に 施設の管理業務に係る情報の公開に努めなければならない。

(会計区分)

第 1 2 条 施設の管理業務に係る会計区分は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第 1 3 条 乙は、条例第 7 条の規定に基づき、毎年度終了後 6 0 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用者の利用状況

(3) 利用料金の収入の実績

(4) 管理業務に要した経費の収支の状況

(5) 前号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

2 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 乙は、業務の実施に当たり、事故が生じたときは、乙の責に帰すべき理由によると否

とを問わず、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。

(管理業務の実施状況の調査)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙による管理業務の実施状況を確認することを目的として、乙の管理する施設の事務所等に、随時に立ち入り、実施状況の調査を行い、又は乙に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の管理業務の実施状況の調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

3 甲は、第1項による調査の結果、乙による管理業務の実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1 団体選定の場合)

(管理業務の実施状況の調査)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙による管理業務の実施状況を確認することを目的として、乙の管理する施設の事務所等に、随時に立ち入り、実施状況の調査を行い、又は乙に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の管理業務の実施状況の調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

3 甲は、第1項による調査の結果、乙による管理業務の実施が協議書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(財産の管理)

第15条 乙は、施設に係る財産を善良な管理者の注意を持って管理し、管理業務の運営に使用するものとする。

2 乙は、甲が支払う対価によって乙が取得した備品については速やかに備品台帳に登載し、その状況を明らかにしておかななければならない。

3 乙は、施設に係る財産を業務運営の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

4 乙は、施設に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

5 乙は、天災地変その他の事故により施設に係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し)

第16条 甲は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命

ずることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責を負わないものとする。

(1) 法第244条の2第10項の指示に従わないとき。

(2) 管理業務を行う 施設の設置目的に反した管理を行っていると思われるとき。

(3) この基本協定及び別に定める年度協定の規定に違反したとき。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)の適用その他乙がその管理する施設の管理を引き続き行う財政的能力がなくなると認められるとき。

(5) 刑事事件その他の不祥事により指定管理者の信用が失墜したと認められるとき。

(6) その他乙が 施設の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと思われるとき。

(協定の解除)

第17条 甲は、前条の規定により指定を取り消したときは、この協定を解除するものとする。

(協定の解除等に伴う措置)

第18条 乙は、前条の規定により協定が解除されたときは、違約金として当該指定が取り消された年度における年度協定に規定する管理業務に係る対価(指定期間開始前にこの協定を解除した場合は、指定期間の初年度における管理業務に係る対価)の10分の1を甲に支払わなければならない。

2 甲は、実際に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。

3 乙は、第16条の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止がされたときは、甲に違約金を支払わなければならない。違約金は、第1項に定める範囲内で甲が定め乙に通知するものとする。

(利用料金の場合)

(協定の解除等に伴う措置)

第18条 乙は、前条の規定により指定が取り消され協定が解除されたときは、違約金として 円を甲に支払わなければならない。

2 甲は、実際に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。

3 乙は、第16条の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止がされたときは、甲に違約金を支払わなければならない。違約金は、第1項に定める範囲内で甲が定め乙に通知するものとする。

(指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止における対価の支払)

第19条 乙は、第16条の規定により指定が取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止がされたときは、管理の業務を履行しない期間について、対価の支払を請求することができない。

2 前項の場合において、対価が前金払若しくは概算払により既に乙に支払われている場合は、乙は、管理の業務を履行しない期間に相当する対価の額を速やかに甲に返金するものとする。返金の額は、甲が定めて乙に通知するものとする。

(危険負担)

第20条 この協定履行の際、甲の責に帰することができない事由によって生じた損害は、乙の負担とする。ただし、特別な事由がある場合は、甲、乙協議の上決定する。

2 この協定履行の際、乙が第三者に与えた損害は、乙の負担とする。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

4 乙は、損害に係る負担に備えるために協定履行中は仕様書に定める施設(管理者)賠償責任保険に加入していなければならない。

(原状回復義務)

第21条 乙は、第5条に定める協定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第22条 乙は、この基本協定に定める管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(権利譲渡の禁止)

第23条 乙は、この基本協定及び年度協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(物価の変動等による事業に係る対価の変更)

第24条 協定期間内に租税、物価、賃金等の変更により、この基本協定第6条及び年度協定に定める管理業務に係る対価の変更が必要となったと認められるとき、甲又は乙は対価の変更を求めることができる。

(指定管理業務の引継ぎ)

第25条 乙は、第5条に定める協定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項

の規定により指定を取り消されたときは、施設の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。なお、引継ぎ方法・日時等については、別途協議するものとする。

(指定管理者が行う不利益処分)

第26条 乙は、管理業務を行う施設の使用の許可等の申請があった場合において、当該申請に対し不利益な処分をしようとするときは、当該使用の許可等の申請をしたものに対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく教示をしなければならない。

この教示の文例は、次のとおりとする。

「この処分に不服があるときは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市川市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市川市を被告として(市川市を代表する者は(市川市長・市川市教育委員会)となります。)提起することができます。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります」

(協定の変更)

第27条 施設の管理業務の前提条件若しくは内容が変更となったとき、又は特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この基本協定を変更することができる。

(利用者ニーズの把握)

第28条 甲は、施設の設置者としての責任を果たす立場から、乙と協議の上、利用者へのアンケートの実施等により施設の管理業務に係る利用者ニーズの把握を行うこととし、甲又は乙は、その結果を受けて甲、乙協議の上で改善に努めるものとする。

(申請の内容の変更等)

第29条 乙は、条例第3条の規定により提出した申請書若しくはその添付書類の内容について変更しようとするとき又は指定を辞退しようとするときは、速やかに市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則(平成16年規則第9号。以下「規則」という。)第4条第1項に規定する申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は、規則第4条第3項各号で定める軽微な変更が生じたときは、速やかに同条第4項に規定する変更届を甲に提出しなければならない。

(1団体選定の場合)

(協議内容の変更等)

第29条 乙は、規則第5条に定める文書の内容を変更するときは、速やかに規則第6条第1項に規定する協議内容変更協議申出書により甲に対し協議を申し出るものとする。ただし、同項ただし書きに該当する場合は、同条第2項に規定する協議内容変更届により甲に届け出るものとする。

(信義則)

第30条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの基本協定を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第31条 この基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

(各事業年度における協定)

第32条 この基本協定の発効により、別に年度協定書を締結する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 条 乙は、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例(昭和 6 1 年条例第 3 0 号) を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第 2 条 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。基本協定終了後も、同様とする。

(管理目的以外の個人情報の利用の禁止)

第 3 条 乙は、この協定による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第 4 条 乙は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(第三者への個人情報の処理の委託の禁止又は制限)

第 5 条 乙は、この協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、甲の承諾を得るものとする。

(事故発生時の報告義務)

第 7 条 乙は、この協定の事務を処理するにあたり個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第 8 条 乙がこの協定の事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定期間の満了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは甲の指示に従い抹消するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償義務)

第 9 条 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害

を賠償しなければならない。

(適正管理)

第 10 条 乙は、この協定による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。